

FUN! FAN! TOCHIGI受入環境整備事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 FUN! FAN! TOCHIGI受入環境整備事業費補助金(以下「補助金」という。)は、インバウンドをはじめとする本県観光客の周遊性・利便性や満足度の向上を図るため、本県の観光を快適に楽しむことができ、かつリピーター観光客の獲得に寄与するための受入環境の整備に要する経費の一部を補助するものとし、その交付については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、補助率及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

①受入環境整備支援事業

交付の目的	観光客の利便性や満足度向上のための受入環境の整備
交付対象事業	① 【訪日外国人案内対応整備支援】 観光案内板の設置・改修、外国人観光客向けWEBサイト構築等の整備事業
	② 【通信環境整備支援】 以下の条件を満たす、観光関係エリアの無料公衆無線LAN環境等の整備事業(初期導入経費のみ) ・利用者の費用が無料であること(接続時は無料で、一定期間を過ぎると有料の契約を促すものについては対象) ・初期画面や同意画面がある場合は、多言語による案内情報が含まれる等、外国人旅行者が容易に利用できること ・観光庁へ共通シンボルマーク(Japan.Free Wi-Fi)の登録申請を行うもの ・外国人観光客を対象とした無料公衆無線LANの設置箇所であることを、県作成のステッカーで表示すること
	③ 【公衆トイレ整備支援】 観光客の利用が見込まれる公衆トイレの洋式化等の整備事業
	④ 【多言語翻訳機器・キャッシュレス整備支援】 観光関連施設等の多言語翻訳機器やキャッシュレス促進機器等の整備事業
	⑤ 【オーバーツーリズム未然防止整備支援】 混雑平準化システム導入やマナー啓発に必要な備品等の整備事業
	⑥ 【宗教文化対応整備支援】 宗教的・文化的な習慣等に不便を感じることなく滞在できるようにするための礼拝・飲食等の整備事業
補助対象経費	印刷製本費、委託料、工事請負費、備品購入費、その他知事が特に必要と認めた経費
補助率 及び補助上限額	1 補助率 市町が行う場合にあつては当該事業に要する経費から消費税・地方消費税相当額を控除した額の10分の4以内。市町が補助する場合にあつては市町が交付する補助金の10分の4以内 2 補助上限額 1,000千円
交付先	市町

②おもてなし養成研修支援事業

交付の目的	観光客の満足度向上を目指した受入環境の整備
交付対象事業	① 【ホスピタリティ向上研修支援】 観光事業者等を対象とした、おもてなし向上やオーバーツーリズム等に係る研修事業
	② 【感染症対策研修支援】 感染症対策に係る研修事業
補助対象経費	報償費、講師旅費、印刷製本費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が特に必要と認めた経費
補助率 及び補助上限額	1 補助率 市町が行う場合にあっては当該事業に要する経費から消費税・地方消費税額を控除した額の3分の1以内。市町が補助する場合にあっては市町が交付する補助金の3分の1以内 広域地域で活動をしている観光関係団体で、市町からの補助を受けていない場合にあっては、当該事業に要する経費から消費税・地方消費税額を控除した額の3分の1以内 2 補助上限額 1,000千円
交付先	市町、観光関係団体

③体験型観光コンテンツ造成支援事業

交付の目的	観光客の滞在時間の長期化や満足度向上に向けた体験型観光コンテンツの造成
交付対象事業	【体験型観光コンテンツ造成支援】 本県の魅力ある自然や文化等の地域資源を活用した、体験プログラムやツアー等で、本事業終了後も継続的な実施が見込まれる体験型観光コンテンツの企画・制作や磨き上げに取り組む事業
補助対象経費	報償費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が特に必要と認めた経費
補助率 及び補助上限額	1 補助率 当該事業に要する経費から消費税・地方消費税額並びに旅行商品等の値引に係る費用を控除した額の3分の1以内 2 補助上限額 200千円
交付先	旅行業法第3条の規定により第2種、第3種又は地域限定旅行業務の登録を受けた栃木県知事登録旅行者

- 2 前項の規定にかかわらず、土地の取得又は造成に要する経費、既存施設等の取壊し、又は移転に係る経費その他の事業に付随する経費は、補助対象経費から除くものとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定

めるところによる。

提出すべき申請書の 名称	様 式	部 数	申請書に添付すべき書類の名称	様 式	部 数	提出期限
FUN! FAN! TOCHIGI受 入環境整備事業費補 助金交付申請書	別記様式 第 1 号	1	1 事業計画書 2 収支予算書 3 事業計画図（位置図、見取図、 設計の概要図、当該事業着手前 の写真） 4 見積書（委託、工事請負のみ） 5 知事が必要と認める書類 ※ 3 については受入環境整備支援 事業のみ	別記様 式第 2 号 別記様 式第 3 号	1 1	栃木県知事（ 以下「知事」 という。）が 別に定める日

（交付の決定）

第 4 条 知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を精査し、補助金交付の要件に適合すると認められるときは、規則第 5 条の規定により交付の決定をするものとする。

（事業の着手）

第 5 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条に規定する決定後に事業の着手をしなければならない。

（交付の条件）

第 6 条 規則第 6 条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（第 7 条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（軽微な変更）

第 7 条 第 6 条第 1 号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業区分及び経費区分を変更し、又は廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 総事業費の増額又は 20 パーセント以上の減額をすること。

（変更等の承認）

第 8 条 第 6 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 9 条 規則第 13 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の 名称	様 式	部 数	報告書に添付すべき書類の名称	様 式	部 数	提出期限
FUN! FAN! TOCHIGI受 入環境整備事業費補 助金事業実績報告書	別記様式 第 5 号	1	1 事業実績書 2 収支決算書 3 設計書 4 当該事業完了後の写真 5 支出関係証票の写し 6 知事が必要と認める書類 ※ 3・4については受入環境整 備支援事業のみ	別記様式 第 6 号 別記様式 第 7 号	1 1	知事が別に定 める日

(補助金の請求)

第10条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の 名称	様 式	部 数	請求書に添付すべき書類の名称	様 式	部 数	提出期限
FUN! FAN! TOCHIGI受 入環境整備事業費補 助金交付請求書	別記様式 第 8 号	1	1 交付決定通知書の写し 2 検査通知書の写し 3 収支精算書 4 知事が必要と認める書類	別記様式 第 9 号	1	知事が別に定 める日

(書類の整備等)

第11条 規則第23条で規定される帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限期間)

第12条 規則第24条第1項ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(補助事業に係る実施効果の報告)

第13条 補助金の交付を受けた市町、観光関係団体及び旅行業法第3条の規定により第2種、第3種又は地域限定旅行業務の登録を受けた栃木県知事登録旅行業者は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間、知事の求めに応じて、当該補助事業に係る効果について、FUN! FAN! TOCHIGI受入環境整備事業費補助金実施効果報告書（別記様式第10号）を、知事宛て提出するものとする。

2 知事は、第1項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の効果が第3条の交付申請の際に想定された事業効果等と比べ、十分でないと認める時には、その改善のための助言等を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により、またはこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条の規定による取消しをしたときは、補助事業者には通知するものとし、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第16条 本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和7（2025）年4月1日から施行し、同年度の補助金について適用する。